

意見交換会総括

1 日 時

平成 26 年 9 月 1 日（月）午後 7 時から 8 時 45 分まで

2 会 場

清水三保生涯学習交流館 3 階集会室

3 参加市民数

54 人

4 出席者

委員：全委員出席

市当局：文化財課長他 2 名、治山林道課長他 1 名

5 寄せられた意見及び意見への対応・考え方（案）

（1）条例そのものに関するものなど

① 三保松原について、多くの議員が問題意識をもって取り組んでいることは素晴らしい。

⇒ 有難うございます、ご意見として承ります。

② 検討会委員に駿河区選出の議員がいなくてもよいのか。

⇒ 検討会委員には、市議会の全会派から議員が選任されています。また、いずれの選挙区の議員であっても、当選後は市議会議員としてオール静岡の観点も含め議員活動に取り組むため、特段の問題はありません。

③ 議員が会派を超えて検討をしているのであれば、市民サイドでも、垣根を越えて建設的に議論し、取り組んでいきたい。

⇒ 有難うございます。条例においても、三保松原の保全と魅力の発信を積極的に行うよう努めることを市民に求めています。

④ 新たな条例の必要性は理解できるが、今あるルールを守れないのであれば、新たな条例の効果も疑問となる。既存ルールの徹底をお願いしたい。

⇒ ご意見として承ります。

⑤ 条例の効力が及ぶエリアを知りたい。

⇒ 条例がいう「三保松原」とは、世界遺産富士山の構成資産である三保松原とその緩衝地帯を指します。

⑥ 条例が守られなかった場合の規定はないのか。

⇒ 「保全に重きを置いた理念型の条例」とするため、罰則規定は設けていません。

⑦ 保全よりも活用に力を入れるべきだ。

⇒ 活用していくことは重要ですが、保全あつての活用であり、まずは十分に保全し、そのうえで活用に向けて取り組んでいくことを考えています。

⑧ 三保松原に景観的価値や文化的価値があるということだが、資産的価値についてどのように考えるのか。

⇒ 資産的価値は、資料に記載してある「景観的価値」や「文化的価値」に包含されると考えています。

⑨ 法律と条例は何が違うのか。

⇒ 法律は国が、条例は地方自治体が制定する法です。法律の範囲内でなければなりません。条例は、法律と同様の法的効力を有します。

⑩ 条例の制定に関し県知事の権限は及ぶのか。

⇒ 市条例は県条例に違反することができませんが、今回の条例で特に問題になることはなく、市議会での議決をもって本条例は制定されます。

⑪ 自分たちの故郷である三保松原を守り、次世代に明るい希望を与えるためにも、議員各位は、自分の信念を貫き、市民の夢と希望につながる活動をしてほしい。

⇒ ご意見として承ります。

(2) 前文に関するもの

① 「白砂青松」とあるが、三保半島は「白い砂」ではなく「黒い砂利」であるため表現を改めるべき。

⇒ 「白砂青松」は美しい砂浜と松原とを表象するもので、世界遺産登録推薦書でも「白砂青松」を用いているため、修正不要とします。

② 「松くい虫」を「マツ材線虫病（松くい虫）」と改めるべき。

⇒ 「松くい虫の被害」は、松くい虫を媒体とする線虫類による松の枯死等

の被害を総称するものですので、修正不要とします。

(3) 第3条に関するもの

具体性に欠け、市民が何をするのか分かりにくい。

⇒ 他条例との均衡を図るため、このように規定しています。

なお、市に策定を義務付けている保全活用計画には、市民に向けての情報発信や市民を交えての保全活動も取り上げられるため、保全活用計画の推進をもって、第3条の具現化につながるものと考えます。

(4) 第5条に関するもの

市民の間にも三保松原に対する意識の相違を感じるため、世界に向けた魅力発信のほか、市民に対する啓発活動を加えるべきだ。

三保松原の魅力を効果的に発信できるのは小中学生だと考えられるので、教育委員会と連携し、授業で子どもたちに三保松原の魅力を伝えてはどうか。

⇒ 三保松原に対する認識と責任感を全ての市民が共有することを意識し条例策定を進めており、条例制定が市民の意識啓発につながると考える。

また、市に策定を義務付けている保全活用計画には、市民に対する情報発信や市民を交えての保全活動も取り上げられるため、保全活用計画の推進をもって、市民の意識啓発にもつながるものと考えます。

子どもに対するものとして、羽衣まつりにおける地元の中学生による能楽発表会を開催しており、また、保全活用計画においても学校教育の活用を取り上げます。

(5) 第6条に関するもの

松原の清掃時に落葉した松葉を除去すると実生の松がたくさん生えていることに気付く。こうした清掃活動は、松原保全に重要だと感じる。

市は、草刈などのボランティア活動を積極的に支援するなど、松の保全に努めてほしい。

除去だけでなく、松葉の活用も考えてほしい。

⇒ 保全活用計画の個別事業として(民間)ボランティア清掃事業を位置付け、松葉の活用についても松原管理基本計画の中で検討していきます。

(6) 第8条に関するもの

釣り客のマナーの問題もあるため、巡視員には、松原のみならず、海岸の巡視もお願いしたい。

巡視員を「レンジャー」に改め、権限を与えるべきだ。

巡視員として、松の本数を調査した学生をはじめ、市内3区の学生にお願いしたらどうだ。

⇒ 地元の皆さんの協力により行っている巡視員制度が大変上手くいっています。また、権限を大きくすることによる巡視員の負担増大やトラブル時の対応等までも考慮し、現行制度を基本とした規定としています。

海岸の巡視も含め、運用段階において不都合が生じるようであれば、改めて考えてまいります。

(7) 第10条に関するもの

「三保松原の日」は、謡曲「羽衣」の舞台にもなった春がよい。

⇒ ご意見として承ります。

(8) その他意見等

① 海岸での流木を使った焚火への対策についても、県と連携されたい。

⇒ 松原保全や海岸浸食対策など、県と連携して進めています。県とは、今後も必要な連携を図ってまいります。

② 世界遺産に関係する担当課を設けるべきだ。

⇒ 当局に伝えたところでもありますが、ご意見として承ります。

③ 南海トラフ地震が懸念されているため、景観上の問題も検討しつつ、松原内の避難道を設置するなどの対策をお願いしたい。

⇒ 巨大地震対策として、避難路（木道）設置や羽衣資料館への避難施設機能の付加を検討しています。

④ 枯れた松を伐採することなく蘇生させることはできないのか。

⇒ 「松くい虫」は、昭和44年頃「松枯れ」の原因が解明するまで使われていた俗称で、正式には「マツ材線虫病」という松の伝染病です。

この伝染病に感染し枯れた松には、「マツノ材線虫」という線虫がいることから、放置しておくとも周辺の健全な松に感染し、松枯れが広がってしまうため、枯れた松は直ぐに伐倒し、松林から除去することが重要です。

三保松原を守るため、この伝染病の拡散を止めることも、今後も、全力を挙げて取り組んでまいります。

⑤ 羽衣海岸線の整備状況はどうなっているのか。

⇒ 平成25年度までは用地物件補償を推進し、平成26年度も引き続き用地

物件補償を推進するとともに一部買収箇所において道路工を行ってまいります。平成 25 年度末の事業費ベースでの進捗率は約 36%です。

6 条例案の修正

意見交換会で寄せられた意見を踏まえての条文の修正等はないこととする。

なお、意見交換会での議論とは別に第 4 回検討会（26. 9. 26 開催）において、第 10 条「三保松原の日」については規定しないこととした。